

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 7 月 20 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1700053号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1700070号

第1 結論

1 請求者のA社B工場(現在は、A社(C市D区))における厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録されている平成2年5月1日から同年6月1日までの期間を取り消すことが必要である。

2 請求者のA社(C市E区)(現在は、A社(C市D区))における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成2年6月1日から同年5月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

平成2年5月1日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

A社(C市E区)の事業主は、請求者に係る平成2年5月1日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成2年5月1日から同年6月1日まで
② 平成2年5月1日から同年6月1日まで

平成8年頃、社会保険事務所(当時)から、私の妻の第3号被保険者期間のことについて通知が来たことから、私のA社における厚生年金保険被保険者期間のうち、請求期間に1か月の空白があることが分かったが、入社以降同社に継続して勤務しており、途切れることなく厚生年金保険料を給与から控除されていた。

このことを会社に申し出たところ、平成9年に、A社B工場における厚生年金保険被保険者資格喪失日を平成2年6月1日に訂正する届出が行われたようであり、請求期間①は保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、実際は、同年5月1日付けで、同工場からA社(C市E区)人事部門内にあったF短期大学校に転勤になり、請求期間②には同社に勤務していたので、請求期間①に係る記録を取り消した上、同社における資格取得日を同年5月1日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社B工場において厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録されているところ、A社（C市D区）から提出された請求者に係る「所属歴」（写）及び同社の回答から、請求者は、当該期間において、A社B工場に勤務していないことが認められることから、同社同工場における当該期間に係る記録を取り消すことが必要である。

2 請求期間②について、A社（C市D区）から提出された請求者の当該期間に係る賃金台帳（写）及び上記「所属歴」（写）並びに同社の回答から、請求者は、当該期間においてA社に継続して勤務（平成2年5月1日にA社B工場からA社（C市E区）に異動）し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②の標準報酬月額については、上記賃金台帳（写）により確認できる厚生年金保険料控除額から、32万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社（C市D区）は、平成2年5月1日から同年6月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、当該期間について、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格取得年月日が厚生年金基金の記録における資格取得年月日である同年6月1日となっており、社会保険事務所及び厚生年金基金の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格取得年月日として厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年5月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。